### 資 料 目 録

法曹有資格者の海外展開に 関する分科会 (第1回) 平成25年10月15日(火) 14:00~16:00

資料 1	「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置・・・1 について」及び「同懇談会運営要領」(平成25年9月24日 法務大臣決定)
資料 2	「法曹有資格者の海外展開に関する分科会の設置について」及・・・・5 び「同分科会運営要領」
資料3	法曹有資格者の海外展開に関する検討の視点 ・・・・・・・・・9
資料 4	法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策等について・・・・・11
資料 5	法曹養成制度検討会議取りまとめ(抜粋) ・・・・・・・・・・・・23
資料6-	1 法曹養成制度改革の推進について<概要> ・・・・・・・・29
資料6-	·2 法曹養成制度改革の推進について(平成25年7月16日····31 法曹養成制度関係閣僚会議決定)
資料 7	法曹養成制度改革推進会議の開催について(平成25年9月 ····35 17日閣議決定)
資料8	法曹養成制度の検討体制 ・・・・・・・・・・・・・・・37
資料 9	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会(イメージ) …39
資料10	弁護士による中小企業の海外展開支援のためのパイロット事業・・・・41
資料11	人材育成事業(案) · · · · · · · · · · 43
別冊	中小企業海外展開支援弁護士紹介制度(パンフレット)

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について

(平成 25 年 9 月 24 日) 法務大臣決定

「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日法曹養成制度 関係閣僚会議決定)第2を踏まえ、法曹有資格者の活動領域について更なる拡 大を図る方策等を検討するため、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識 者懇談会(以下「有識者懇談会」という。)を設け、その運営に関して以下の ように定める。

- 1 有識者懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 有識者懇談会は、法曹養成制度検討会議取りまとめ第1の内容を踏まえつ つ検討を行う。
- 3 有識者懇談会は、必要に応じて、内閣官房法曹養成制度改革推進室に対し、 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組状況等について報告する。
- 4 有識者懇談会の設置期間は、平成27年7月15日までとする。
- 5 有識者懇談会の庶務は、内閣官房及び日本弁護士連合会との緊密な連携の 下で法務省が処理する。

以上

別 紙

座長

大 島 正太郎 元WTO上級委員会委員,株式会社国際経済研究所理事長,

東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

構成員

泉 房 穂 全国市長会評議員,明石市長

岡 野 貞 彦 公益社団法人経済同友会常務理事

田 島 良 昭 社会福祉法人南高愛隣会理事長

### 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会運営要領

平成 25 年 9 月 24 日 法 務 大 臣 決 定

- 1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会(以下「有識者懇談会」という。)は、座長が招集する。
- 2 座長は、議事を整理する。
- 3 座長は、座長代理を指名する。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 有識者懇談会の会議は報道機関に公開し、会議資料及び議事録は会議終 了後速やかに、法務省のウェブサイトにおいて公開する。ただし、座長は、 公開することが相当でないと認めるときは、これらを非公開とすることが できる。
- 5 前4項に定めるもののほか、有識者懇談会の運営に関する事項は、座長 が定める。

以上

### 法曹有資格者の海外展開に関する分科会の設置について

平成25年10月11日 法曹有資格者の活動領域の拡大に 関する有識者懇談会決定

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会(以下「有識者懇談会」という。)における議論を充実させるため、法曹有資格者の海外展開に関する分科会(以下「分科会」という。)を設置し、その運営に関して以下のように定める。

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、法曹有資格者の海外展開に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は、法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以上

### 別紙

(座 長)

大 島 正太郎

元WTO上級委員会委員,株式会社国際経済研究所 理事長, 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

(構成員)

道垣内 正 人 早稲田大学大学院法務研究科教授

内閣官房

法務省

外務省

海外業務研究会

日本商工会議所

日本弁護士連合会

(オブザーバー)

文部科学省

経済産業省・中小企業庁

独立行政法人日本貿易振興機構

### 法曹有資格者の海外展開に関する分科会運営要領

平成25年10月11日 法曹有資格者の活動領域の拡大に 関する有識者懇談会決定

- 1 法曹有資格者の海外展開に関する分科会(以下「分科会」という。)は、 座長が招集する。
- 2 座長は、分科会の議事を整理する。
- 3 座長は、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項は、分科会の座長が定める。

以上

### 法曹有資格者の海外展開に関する検討の視点

### 1 法的サービスの受け手の観点から

- (1)企業等による利用
- (2) 公的機関による利用
- (3)政府による利用
- (4) 国際機関による利用
- (5) その他

### 2 法的サービスの担い手の観点から

- (1) 法曹養成課程における教育の在り方
- (2) 法曹有資格者に対する支援の在り方
  - 派遣支援
  - 派遣中支援
  - 派遣後支援
- (3) その他

### 3 その他の検討の視点

- (1) 外交交渉や現地日本人商工会からの働きかけを通じての、外国における 法律サービス市場の開放・緩和
- (2) その他

### 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策等について

### 1 弁護士・法テラス常勤弁護士派遣プロジェクト型スキーム

### (1) 地方自治体の職員として派遣

・ 特に被災地自治体での採用(これまでに福島県相馬市・同県浪江町,宮城県 気仙沼市・同県東松島市に法テラス常勤弁護士,岩手県山田町,宮城県石巻市 に一般弁護士派遣の実績あり)を拡大すべく、10月からキャラバン実施予定

### (2) 国・地方自治体に研修員として派遣

- 法務省司法法制部(H25.5~H25.12), 伊豆市(H24.12~H25.9)で法テラス常 勤弁護士(スタッフ弁護士)の研修受入れ実績あり
- 今後、上記の他にも研修受入れ省庁・自治体を更に拡大 法務省矯正局・保護局、その他の省庁伊豆三自治体(伊豆市・伊豆の国市・函南町)合同

### (3) 福祉関係団体における研修等

- ・ 社会福祉法人南高愛隣会(H25.1~H25.3),社会福祉法人滋賀県社会福祉事業 団(H25.1~H25.6)でスタッフ弁護士の研修受入れ実績あり
- 今後、上記2団体の他にも研修の受入先等を更に拡大 社会福祉法人島根県社会福祉協議会和歌山県地域生活定着支援センター等

### 2 アウトリーチによる法的需要発掘スキーム

- (1) 司法ソーシャルワーク試行プロジェクト(別紙1)
  - ・ 法テラス東京法律事務所等において試行
  - 高齢者・障がい者等が抱えている潜在的法律問題の発見・解決
- (2) 伊豆三自治体プロジェクト (別紙2)
  - ・ 伊豆の三自治体(伊豆市・伊豆の国市・函南町)に研修派遣されたスタッフ 弁護士及び法テラス沼津所属のスタッフ弁護士が、地域の機関・団体等と連携 して地域の法的需要を発掘

### 3 新たな領域等への積極展開スキーム

- (1) 法曹有資格者の海外派遣プロジェクト(別紙3)
  - ・ 日本企業・邦人支援の方策、国際訟務案件に関する情報の調査・研究のため、 法曹有資格者を東南アジア諸国に派遣(平成26年度予算要求中)
  - ・ 海外展開支援総合協議会 (別紙4) との連携
- (2)企業採用促進スキーム(別紙5)
  - ・ 企業内で弁護士を活用するための新たな養成形態

# 法テラスにおける司法ソーシャルワーク試行プロジェクト

自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等に対し,法テラスと関連機関等の連携の下で支援) [司法ソーシャルワーク

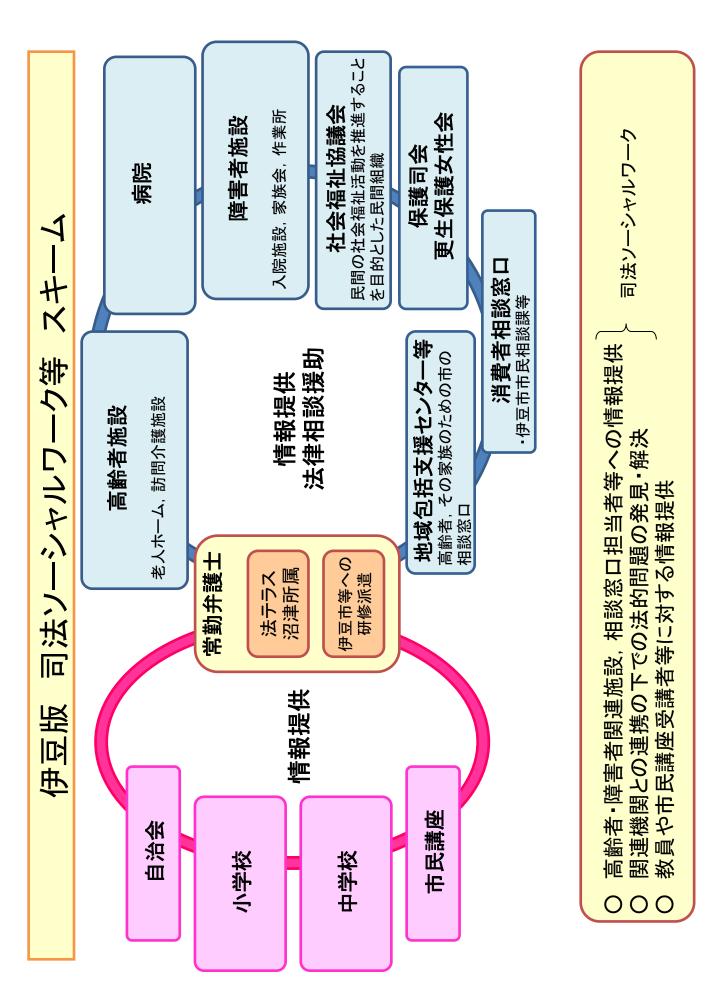
- <u>福祉機関等との連携を強化</u>し,これらの機関から情報を得るなどして,被援助者にアウトリーチ
- 悪質商法被害等)については弁護士,福祉分野の問題点(生活保護申請手続等)については 法的分野の問題点(成年後見, 福祉担当者がそれぞれ担当

・全体として被援助者が社会内で自立して生活するための包括的な援助を提供

〔法テラスの機能〕 ・法的問題への対応 ・連携の確保・強化 ・顔の見える連携体制の構築 司法ソーシャルワークによる支援・連携のイメージ 社会福祉 協議会 その街 自治体 スタッフ弁護士 医療機関 法テラス 当事者 法テラスのスタッフ弁護士が中 心となり関連機関の連携を図る (地域包括) 支援センター NPO 民生委員 その街 吐会福祉 協議会 自治体 従来の支援・連携のイメージ 法的問題? 医療機関 弁護士 当事者 / 地域包括 支援センター NPO 民生委員

〇 スタッフ弁護士が担い手

→ 全国で均質なサービスの提供可能 報酬化になじまない事件への対応も可能 関連機関との関係構築・連携にも習熟



# 法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究

### グローバル化

# 国際的な法的問題発生のリスク増

現状:これらの問題に対応可能な我が国法曹 が極めて少ない

- 外国における訴訟で不当な不利益 A
- 現地規制の違反による制裁 A
- 欧米や現地の法律家に依存 A

意思疎通,国益,日本の事情の理解などの問題)

一般在外邦人のアクセス窓口不足

### 社会インフラとしての司法制度 政府として対応する必要性

- 海外の日本企業・在外邦人を支援 A
- 法律家へのより容易なアクセス A
- 国益に即した国際訟務案件への対応

# 海外展開を促進する方策を検討するための

### 調査研究

- 〇 平成26年度に法曹有資格者を東南アジア諸国に 派遣予定(予算要求中)
- 従事させる調査活動
- 法的サービスの有効活用のための方策の調査・実践
- ニーズに即した法律専門家へのアクセスのあり方の考
- 国際訟務案件の資料・情報の収集 A
- 外国における外弁規制のあり方の検討 A
- 想定される報告内容 O
- 日本企業・邦人の支援

(現地の法制度,日本企業・邦人の活動分野, 直面しやすいリスク, 過去の事例等) 現地の状況

我が国法曹への需要

支援のために我が国法曹が現地でなし得る活動

効果的な支援を行うために必要な基盤

- 分析結果
- 国際訟務案件 N

過去の事案の調査・検討

## その他の試行案

₩ 日弁連による中小企業の海外展開支援スキーム

### 海外展開総合支援協議会 開催要領

平成24年11月20日

### 1 目的

我が国の経済社会のグローバル化に対応するため、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等における我が国の法的サービス・人的資源の有効活用の在り方について、法律事務所、企業、政府等の間で情報交換及び検討を行い、その協力関係を一層強化することを目的とする。

### 2 検討課題

- (1) 日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開を促進し、その維持発展を支えるための方策について、以下の事項に関する情報交換や検討を通
  - じ、法律事務所、企業、政府等の関係強化
  - ア ビジネスサポートの在り方
  - イ 国際的な貿易・投資ルールの活用・策定
  - ウ その他
- (2) 弁護士・法律事務所の海外展開の促進の在り方の検討
- (3) 専門的知見を有する弁護士の育成の在り方の検討
- 3 参加機関・団体等 別紙のとおり

### 4 庶務

法務省の協力を得て、法律事務所により構成する海外業務研究会において処理する。

(別紙)

### 参加機関・団体等

### 日本弁護士連合会

### 海外業務研究会

(シティユーワ法律事務所,森・濱田松本法律事務所,アンダーソン・毛利・友常法律事務所,西村あさひ法律事務所,長島・大野・常松法律事務所,TMI法律事務所,弁護士法人大江橋法律事務所)

### その他の法律事務所

(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業, 牛島総合法律事務所)

日本経済団体連合会

日本商工会議所

法務省·法務総合研究所 外務省

(オブザーバー)

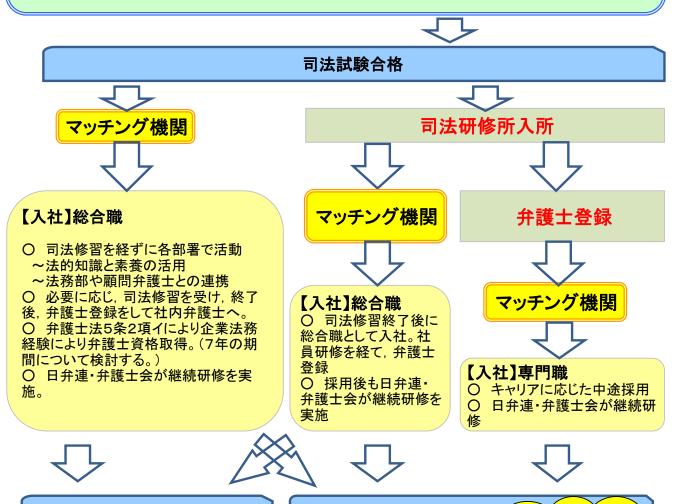
最高検察庁国際分野専門委員会 経済産業省 独立行政法人日本貿易振興機構 独立行政法人中小企業基盤整備機構

以上

### 企業における弁護士の採用促進プラン

### 【法科大学院】

- 〇 モデル校となる法科大学院を選定し、日弁連の全面的なバックアップの下、企業内で活躍できる弁護士の育成を目指し、弁護士の専門性にとって不可欠な展開・先端科目等のより充実したカリキュラムを構築
- カリキュラムを修了した者のリストを日弁連で集約し、マッチングに活用
- 〇 法科大学院における企業内弁護士の周知,企業内弁護士の魅力を高めるための教育,広報活動等



### ジェネラリスト

### 法務スペシャリスト

ひまわりキャリアサポートオフィス

→<u>法曹有資格者と企業を</u>

引き合わせるマッチング機関

- ① WEBを活用した求人・求職情報の提供
- ② 企業向けの情報提供
- ③ 法曹有資格者向けの就職セミナー、キャリアカウンセリング
- ④ 法科大学院での展開・先端科目の履修を踏まえたマッチング (企業に加え,専門性のある法律事務所へのマッチングも含む) など
- ◆<u>第66期(平成25年末司法修習終了)</u>, 第67期(平成25年司法修習開始)に対応する ため、平成25年中に運用を開始する。

企業等が、大手法律事務所等と対抗できる有力な活動領域となるようサポート

### 法曹養成制度検討会議取りまとめ (抜粋)

### 第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

○ 法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に分科会を置くべきである。

各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論等をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。

- 企業内の法曹有資格者は、企業にとって、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体が連携して、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。
- 国家公務員については、これまで法曹有資格者を採用してきたところ、新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験(法務区分)を新設しており、今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。
- 地方分権改革や情報公開制度の浸透,住民の権利意識の変化等に伴い,地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから,前記有識者会議の下で,「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして,関係機関・団体等が連携して,法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組,地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また,地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓や弁護士過疎・偏在の解消に積極的に取り組むことが重要である。
- 法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な 領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必 要である。
- 刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用で

あるところ,これを充実・強化するなどの観点から,弁護士,弁護士会及び 日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター(法テラス)等との連携方策 について検討すべきである。

- 〇 日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体等の連携の下、公的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進する。また、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。
- ・ 司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、 弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、 国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘され た。
- ・ これまでの取組を通じ、法曹有資格者の新しい分野における活動が広がりつつあり、各分野について法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められるが、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることから、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に、後述の意見交換会等を活用するなどして、分科会を置くべきである。

各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。

・ 企業の分野では、企業における法曹有資格者の採用者数がここ数年急増している。企業において、企業法務の役割の重要性の拡大を背景として、法曹養成課程を通じて一定の専門的能力を有し、社内事情に精通する法曹有資格者を社内に置くことにより、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士と異なる法曹有資格者の役割・有用性が認められている結果であると考えられる。もっとも、法曹有資格者の有用性についての企業側の認識や、企業で勤務する意義についての法曹有資格者側の認識は、いずれも十分でないことから、今後、前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体が連携しながら、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知や法曹有資格者等の意識改革などに向けた取組を積極

的に行うことが重要である。

- 国家公務員の分野では、これまで、国家公務員採用試験や任期付職員制度等により、法曹有資格者を採用してきた。また、平成24年度から実施されている新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験(法務区分)を新設した。今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。
- 地方自治体の分野では、少しずつ法曹有資格者の採用が増えてはいるものの、 まだ多いとはいえない。地方分権改革に伴い、地域の実情に応じた独自の政策 条例の制定などに当たり法的な観点からの検討を行う政策法務の役割が重要 となっていることや、情報公開制度の浸透・住民の権利意識の変化に伴い、自 治体の業務において法的な対応が必要となる場面が増え,法曹有資格者が自治 体内に存在することによって、業務の適正化・迅速化を図ることができること など,地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性は認められ る。もっとも、その必要性・有用性についての理解は必ずしも浸透しておらず、 更なる拡大のためには、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有 資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなど し、関係機関・団体の連携の下、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための 取組,地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組 のほか、複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法の検討や、自治体 が法曹有資格者を採用しやすくするための配慮の検討,地方自治体の理解を得 て法科大学院生のエクスターンシップを積極的に実施するなど、法曹有資格者 の採用を促進する方策を積極的に進めていくことが重要である。そして、弁護 士過疎・偏在対策の問題がある一定の規模の自治体地域内における法的ニーズ に応えるために、日本弁護士連合会と日本司法支援センター(法テラス)が連 携して、弁護士過疎・偏在の解消に取り組むことが重要である。また、例えば、 学校教育を支援する部署、児童虐待対応などを行う部署においては、法曹有資 格者を配置することによって適正かつ迅速な業務の遂行が特に期待できること から、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目 した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。
- ・ 福祉分野など法的ニーズがありながら、必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野においては、法テラスの常勤弁護士を活用することにより、弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。また、常勤弁護士は、災害の被災者に対する法律相談実施など公益性の高いサービスを組織的かつ迅速に実施し得る存在である。これらの要請に応えるため、常勤弁護士の所要の態勢の確保が求められる。
- ・ 「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月犯罪対策閣僚会議)でも言及されているように、刑務所出所者等の円滑な社会復帰・自立更生には弁護士による法的支援が必要かつ有益であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター(法テラス)等との連携方策について検討すべきである。

- ・ 日本経済のグローバル化の進む中、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開と その維持発展に資するよう、日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的 な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されるこ とから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として 位置付けるなどし、関係機関・団体等の連携の下、上記の役割を果たすことに 対する日本企業のニーズやこれに応える具体的方法、課題等を検討しつつ、公 的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進し、日本の弁護士 が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必 要がある。
  - ・ 法科大学院においては、学生が上記のような分野に関心を持ち、幅広い知識を得ることができるよう、エクスターンシップ等の取組を充実させるほか、第3の5で述べるように、法曹有資格者に先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供するなど、法曹有資格者の活動領域拡大に向けた積極的な取組を行うべきである。

### 法曹養成制度改革の推進について〈概要〉

平成25年7月16日

項目			担当	事項	期限
法曹有資格者の 活動領域の在り方		第2	法務省/ 閣僚会議	閣僚会議の下に各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、 更なる活動領域の拡大を図る。	
 今後の法曹人口 の在り方		第3	閣僚会議	あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討するため法曹 人口についての必要な調査を行い、その結果を公表	2年以内
	法曹養成課 程における経 済的支援	第4 1	(最高裁)	可能な限り、第67期司法修習生から、移転料の支給、集合修習期間中の入寮、兼業許可の運用緩和の実施を期待	速やかに
法曹養成制度の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法科大学院	第4 2 (1)	文科省	(中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、公的支援の見直し 強化策など、入学定員の削減方策を検討・ 結論	[結論] 1年以内
			閣僚会議	文科省の結論を踏まえ、裁判官及び検察官 等の教員派遣見直し方策を検討・結論	[結論] 1年以内
			法務省/ (最高裁)	実施/ 実施を期待)	[実施] 2年以内
			閣僚会議	文科省等による施策の進展状況等を見つつ、法的措置の具体的な制度の在り方について検討・結論	2年以内
		(2)	文科省	法曹養成のための充実した教育ができる法 科大学院について行う必要な支援を検討・結 <b>ナ</b> 実施 論	[無論] 1年以内
		(3)	文科省	(中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、「共通到達度確認試験(仮称)」の導入につい て、基本設計・実施を検討	2年以内
			閣僚会議	文科省の検討を踏まえて、「共通到達度確認試験(仮称)」について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、制度設計・実施の検討	2年以内
				文科省:その後実施準備→	(5年以内に試行開始目標)
		(4)	文科省	法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とする ための仕組みの導入の検討・実施準備	1年以内
	司法試験	第4 3 (1)	法務省	受験回数制限の緩和(5年以内5回まで)及び短答式試験科目限定(憲 法・民法・刑法)について、司法試験法の改正案の立案作業、国会提出	1年以内
		(2)	閣僚会議	論文式の試験科目の削減について検討し、結論を得る。	2年以内
		(3)	閣僚会議	予備試験の在り方を検討し、結論を得る。	2年以内
		(4)	(法務省司法 試験委員会)	司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方について、検討体制を整備することを期待	2年以内
	司法修習	第4	(最高裁)	司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習 内容の更なる充実に向けた検討を行うことを期待	2年以内
		4	閣僚会議	上記最高裁の検討状況等を踏まえつつ、司法修習の更なる充実に向 けた司法修習の在り方について検討	2年以内

### 法曹養成制度改革の推進について

平成25年7月16日 法曹養成制度関係閣僚会議決定

### はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

### 第1 今後の検討体制

内閣に関係閣僚で構成する会議体(以下「閣僚会議」という。)を設置し、 その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとと もに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度の改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

### 第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で 構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

### 第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべき との数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値 目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

### 第4 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生(平成25年11月修習開始)から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する(実務修習地に関する希望の有無を問わない。)。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

### 2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。
  - ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 (以下「中教審」という。)の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見 直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内 にその結論に沿った実施を開始する。
  - イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等 の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強 化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

- ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、 課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための 専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的 措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性 に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。
- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院 についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、 2年以内にその結論に沿った実施を開始する。
- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験(仮称)」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内 に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験(仮称)」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・ 実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを 目指して「共通到達度確認試験(仮称)」の実施準備を行う。

(4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶ ことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

### 3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法 試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法 科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、 2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関して は、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り 方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

### 4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習 を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。

### 法曹養成制度改革推進会議の開催について

平成25年9月17日 閣 議 決 定

- 1 「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日法曹養成制度 関係閣僚会議決定)を踏まえ、法曹養成制度の改革を総合的かつ強力に実 行するため、法曹養成制度改革推進会議(以下「推進会議」という。)を 開催する。
- 2 推進会議の構成員は、次のとおりとする。

議 長 内閣官房長官

副議長 法務大臣及び文部科学大臣

議 員 総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣

- 3 法曹養成制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について検討し、意見を求めるため、推進会議の下に、法曹養成制度改革顧問会議(以下「顧問会議」という。)を開催する。
- 4 推進会議の庶務は、法務省、文部科学省等関係行政機関の協力を得て、 内閣官房において処理する。
- 5 この閣議決定は、平成27年7月15日限り、その効力を失う。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進会議及び顧問会議の運営に関する事項 その他必要な事項は、議長が定める。

### 法曹養成制度の検討体制

### 法曹養成制度改革推進会議

議 長: 内閣官房長官

副議長: 法務大臣, 文部科学大臣

議員: 総務大臣,財務大臣,経済産業大臣

### 内閣官房

内閣官房長官 内閣官房副長官

内閣官房副長官補(内政)

### 法曹養成制度改革推進室

※ 法務省に執務室を設置

推進室長(内閣審議官) 法務省からの出向

### 推進室スタッフ

〜法務省(最高裁からの出向者を 含む。)・文科省・日弁連からの出 向者で構成

内閣官房の下で,関係省庁 等が一体的検討を行う

顧問会議の議論及びその助 言を機動的に得つつ, 検討

### 法曹養成制度改革顧問会議

〇推進室から検討状況の報告を受け、意見交換を行いながら、審議し、 推進室長に意見を述べる。

<構成員> 6名

- 法曹三者
- · 学者
- · 経済界·消費者団体関係者

### 企画立案の意見

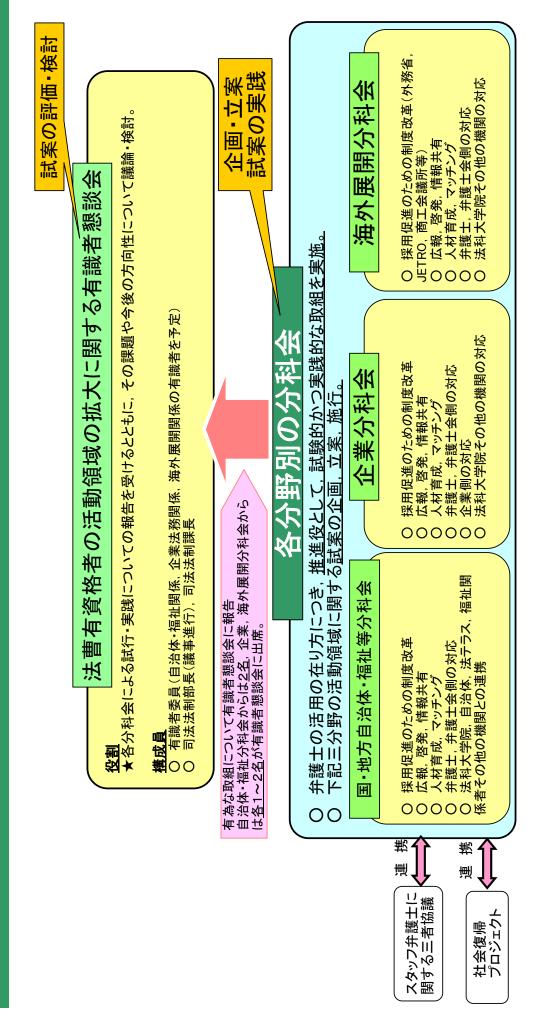
### 法務省

### 法曹有資格者の活動領域の拡大 に関する有識者懇談会

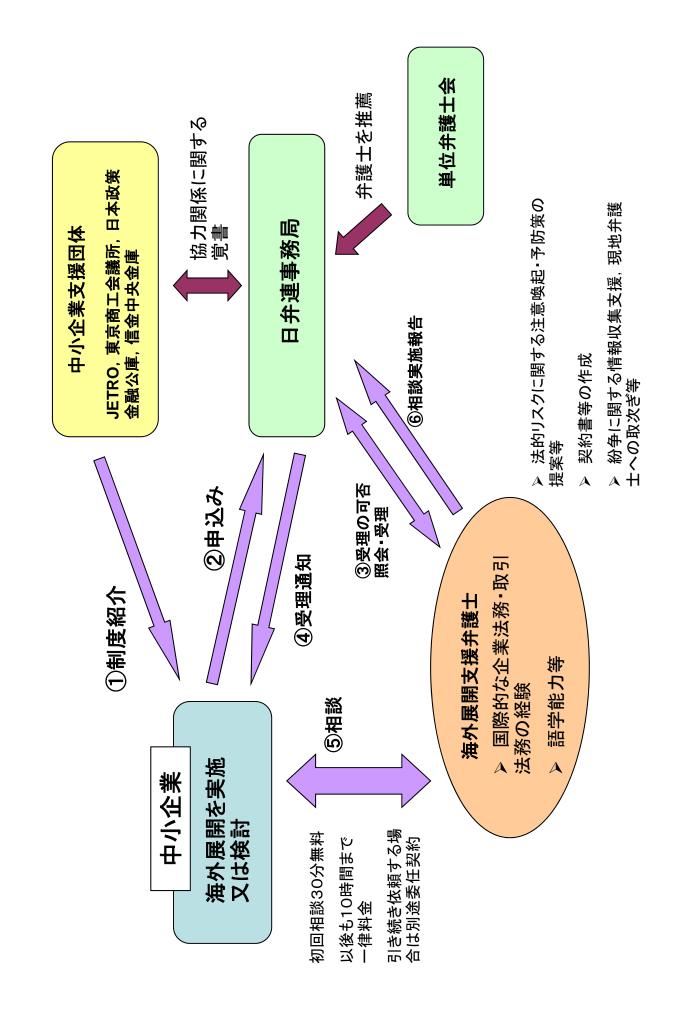
- ○分野別に設けた分科会の議論を フォローアップ。
- フォローアップ。 〇意見交換等を通じて問題意識を共有した上で、分科会に対して助言等。 〇推進室に対し、取組状況等につい
- て報告。

分野別の分科会

## る有識者懇談会(イメージ) 資格者の活動領域の拡大に関す 他 皿 洪



# 弁護士による中小企業の海外展開支援のためのパイロット事業



### 人材育成事業(案)

### 事業の目的

- 弁護士の海外留学を支援し、より多くの留学経験者の輩出を目指す。
- 留学経験者の交流を通じ、各人の留学経験を蓄積し、弁護士の継続教育等に 反映、国際事情を浸透させ、それに根付いた活動を目指す。

### 現在の留学事情

- ・留学の前の研修等留学の支援のの機会少ない・・・
- ・留学経験の還元の機会少ない・・・

### <u>当面の取組み</u> 留学支援策の実施

### 田丁文及來以交池

- ・ 留学前の研修制度の創設
- 帰国者の経験交流の場の設定
- ・ その他留学中の支援 等

### (イメージ) 2013年10月~

支援の具体的内容検討

- ・ これまでの留学実績の調査
- ・ ガイダンスや研修等の内容検討

### 2014年2月~

留学支援のする各種事業を実施 ・ガイダンスや研修の実施

・留学経験者の経験交流の場を設定 留学中の支援の具体的内容検討

### 2014年度~

留学実績の調査 支援内容の再検討

### <u>中長期的な取組み</u> 留学を支援する施策実施

- 研修制度の検討
- ・ 法曹養成課程における教育への還元手法検討